

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（定率減税）の改正

目次	
一 改正前の制度の概要……………49	7 事業所得者等に係る定率減税等……………53
1 最高税率の特例……………49	8 非居住者に係る確定申告に係る定率減税等……………55
2 定率減税……………50	9 申告書の公示の特例……………55
3 特定扶養親族に係る扶養控除額の加算の特例……………50	二 改正の趣旨及び内容等……………56
4 給与所得者に係る定率減税等……………50	1 改正の趣旨等……………56
5 退職所得に係る定率減税等……………52	2 定率減税の縮減による負担軽減状況……………58
6 公的年金等の受給者に係る定率減税等……………53	3 改正の内容等……………60
	4 適用関係……………63

一 改正前の制度の概要

平成11年度の税制改正において、平成11年当時におけるわが国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに著しく停滞した経済活動の回復に資する個人所得課税及び法人課税の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に所得税及び法人税の負担の軽減を図るため、個人所得課税及び法人課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、所得税の最高税率及び法人税率を引き下げるとともに、定率減税及び年少扶養親族等に係る扶養控

除額の加算の特例を内容とする「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」といいます。）が制定され、いわゆる「恒久的減税」が実施されました。

この恒久的減税の概要は、次のとおりです。

1 最高税率の特例

居住者又は非居住者の平成11年以後の各年分の所得税の最高税率が次のように引き下げられています（負担軽減措置法4、5）。

所得税法本則		負担軽減措置法	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
330万円以下	10%	330万円以下	10%
330万円超 900万円以下	20%	330万円超 900万円以下	20%
900万円超 1,800万円以下	30%	900万円超 1,800万円以下	30%
1,800万円超 3,000万円以下	40%	1,800万円超	37%
3,000万円超	50%		

(参考) 平成11年度分以後の個人住民税についても、最高税率の引下げが行われ、所得税と個人住民税を合わせた最高税率が65%（所得税：50%、個人住民税：15%）から50%（所得税：37%、個人住民税：13%）に引き下げられています。

2 定率減税

定率減税は、居住者又は非居住者の平成11年以後の各年分の所得税について、その者の定率減税前の所得税額から定率による税額控除の額を控除することとされています（負担軽減措置法6）。

この定率減税の適用を受けることができる者は、平成11年以後の各年分の所得税の納税者である居住者又は総合課税の対象となる非居住者です（負担軽減措置法2一、二、6）。

また、この定率による税額控除の額は、定率減税前の所得税額の20%相当額（その金額が25万円を超える場合には、25万円）とされていました（旧負担軽減措置法6②）。

(注) 平成11年度分以降の個人住民税についても、定率減税が実施されています。すなわち、その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額（その金額が4万円を超える場合には、4万円）が控除されていました（旧地方税法附則40）。

この定率による税額控除の額を控除する「定率減税前の所得税額」とは、平成11年以後の各年分の所得税につき、所得税法や負担軽減措置法（定率減税を除きます。）、租税特別措置法、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び小笠原諸島振興開発特別措置法の規定により所得控除、税率及び税額控除を適用して算出した所得税の額をいい（負担軽減措置法2三、措法42の3の2等）、また、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

（以下「災害減税法」といいます。）の規定により所得税の軽減又は免除を受けた場合の「定率減税前の所得税額」は、その軽減又は免除後の所得税の額によることとされています（負担軽減措置法2三）。

3 特定扶養親族に係る扶養控除額の加算の特例

平成11年以後の各年分の所得税について、年齢16歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）に係る扶養控除の額を5万円加算し、63万円とすることとされています（負担軽減措置法3）。

(注) 1 個人住民税においても、平成12年度分から、特定扶養親族に係る扶養控除の額を2万円加算し、45万円とすることとされています（地方税法附則40）。

2 平成11年の恒久的減税の創設の際には、所得税について、年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除の額を10万円加算し、48万円とする特例措置が講じられていましたが、平成12年度の税制改正で、この特例が廃止され、年齢16歳未満の扶養親族についても、一般の扶養親族と同様に38万円の扶養控除額とされました。

4 給与所得者に係る定率減税等

(1) 源泉徴収税額表（「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）

平成11年以後の各年分の所得税については、上記の定率減税のほか、最高税率の引下げを織り込

んだ平成11年4月1日以後に支払うべき毎月（又は毎日）の給与や賞与について源泉徴収する際に使用する税額表（「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）が定められており、所得税法に定める税額表に代えて適用することとされてきました（旧負担軽減措置法11、旧負担軽減措置法別表第一～別表第三）。

負担軽減措置法別表第一

平成11年4月1日以後の給与所得の
源泉徴収税額表（月額表）

負担軽減措置法別表第二

平成11年4月1日以後の給与所得の
源泉徴収税額表（日額表）

負担軽減措置法別表第三

平成11年4月1日以後の賞与に対する
源泉徴収税額の算出率の表

日の社会保険料等控除後の給与等の金額や扶養親族等の数に応じて負担軽減措置法別表第一又は別表第二の税額表（月額表、日額表）に掲げる税額によることとされていますが、その月の給与等につき所得税の源泉徴収を行う場合にその給与等の支払額に関する税額の計算を事務機械によって処理しているときは、最も利用度の高い月額表の甲欄に掲げる税額に限り、この事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例が認められており（負担軽減措置法11、所法 189）、給与所得控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額、基礎控除の額及び税率は、次の別表第一から別表第三までに掲げる金額及び税率によることとされてきました（負担軽減措置法別表第一（月額表）の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（平成11年大蔵省告示第89号））。なお、次の表のうち所得税法本則の告示と異なるのは、定率減税と最高税率の引下げが織り込まれた別表第三のみであり、別表第一（給与所得控除）及び別表第二（基礎控除等の人的控除）は、所得税法第189条に基づく告示と同じものが定められています。

(2) 事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例

平成11年4月1日以後に支払うべき給与等につき源泉徴収すべき所得税の額は、その月又はその

○別表第一（給与所得控除）——従来のもの（所得税法告示）と同じです。——

その月の社会保険料等控除後の 給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
135,416円以下		54,167円
135,417	149,999	(A)×40%
150,000	299,999	(A)×30%+ 15,000円
300,000	549,999	(A)×20%+ 45,000円
550,000	833,333	(A)×10%+ 100,000円
833,334円以上		(A)×5%+ 141,667円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とされます。

○別表第二（基礎控除等の人的控除）——従来のもの（所得税法告示）と同じです。——

配偶者控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

○別表第三（定率減税等が織り込まれた税率）——成11年4月1日以後適用——

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
275,000円以下		(B)×8%
275,001	658,334	(B)×16%－22,000円
658,335	750,000	(B)×20%－48,334円
750,001	1,500,000	(B)×30%－123,334円
1,500,001円以上		(B)×37%－228,334円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とされます。

(3) 年末調整

居住者の平成11年以後の各年の年末調整においては、次により定率減税のほか、特定扶養親族に係る扶養控除額の加算の特例及び最高税率の引下げ後の税率を織り込んでその年税額を計算することとされています。

イ 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された扶養親族のうちに特定扶養親族がある場合には、扶養控除額の加算の特例が適用されます（負担軽減措置法3）。

ロ 定率減税前の年税額の計算の際に適用される税率は、最高税率の引下げが織り込まれた税率が適用されます（負担軽減措置法12①一）。

(注) なお、年末調整の対象者は年間の給与収入2,000万円以下の者に限られますので、年末調整の際に最高税率自体は適用されません。

ハ さらに、定率減税前の年税額（住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、その適用後の残額）から年末調整定率控除額が控除されます（負担軽減法12①二、措法42の3の2②）。

この年末調整定率控除額は、定率減税前の年税額の20%相当額（この20%相当額が25万円を超える場合には、25万円）とされていました（旧負担軽減措置法12②、措法42の3の2②）。

5 退職所得に係る定率減税等

居住者に対し平成11年以後の各年中に支払うべき退職手当等で同年4月1日以後に支払われるものについては、源泉徴収の段階で最高税率の引下げを織り込んだ税率を適用して源泉徴収が行われています（負担軽減措置法13）。

(注) 退職所得については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1相当額に税率を乗じて税額を算出することとされています。

なお、退職所得については、源泉徴収の段階で定率減税の適用を受けることはできませんので、退職所得から源泉徴収された所得税額について定率減税の適用を受けようとする者（退職所得以外の所得に対する所得税額の20%相当額が25万円に満たない者）は確定申告により、退職所得の源泉徴収税額を含めて定率減税の適用を受けることに

なります（負担軽減措置法23、6）。

6 公的年金等の受給者に係る定率減税等

(1) 公的年金等の支払者は、その支払の際、所得税を徴収することとされています（所法203の2）。

(2) 公的年金等の受給者で、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している者（特定公的年金等の受給者）については、次により源泉徴収税額を求めることとされています（所法203の3一、203の4、負担軽減措置法28、3②、14）。

① まず、公的年金等の金額から、その支払の際に控除される社会保険料がある場合には、その社会保険料の金額を控除した金額を求めます。

(注) 公的年金等には、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出対象とされていない次の公的年金等は含まれません。

(イ) 確定給付企業年金、特定退職金共済団体の支給する年金、外国の法令に基づく年金、中小企業退職金共済法に規定する分割払の方法により支給される分割退職金、小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく分割共済金、適格退職年金及び確定拠出年金

(ロ) 石炭鉱業者年金

(ハ) 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（国会議員互助年金法に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を除きます。）

② 次に、社会保険料の金額を控除した公的年金等の金額から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項に基づき計算される控除額の合計額を控除し、その残額に10%の税率を乗じて定率控除前の源泉徴収税額を算出します。

・ 定率控除前の源泉徴収税額
＝（公的年金等の金額－控除額の合計額）×10%
↓

(注) 控除額＝（基礎的控除額＋人的控除額）×月数（その公的年金等の支払の計算の基礎となった期間の月数）

※ 上記の人的控除額のうち特定扶養親族に係る人的控除額については、特定扶養親族に係る扶養控除額の加算の特例が適用されます。

③ 最後に、定率減税前の源泉徴収税額に20%を乗じて公的年金等定率控除額を算出し、これを定率減税前の源泉徴収税額から控除した残額が納付すべき源泉徴収税額とされます。

ただし、定率減税前の源泉徴収税額に20%を乗じて計算した金額が20,850円にその公的年金等の支払の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額を超える場合には、その月数を乗じて計算した金額を限度とすることとされていました（旧負担軽減措置法14②）。

・ 納付すべき源泉徴収税額＝定率減税前の源泉徴収税額－公的年金等定率控除額

・ 公的年金等定率控除額＝定率減税前の源泉徴収税額×20%≤20,850円×その公的年金等の支払の計算の基礎となった期間の月数

(3) なお、公的年金等の受給者の最終的な定率減税の額の精算及び「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない公的年金等の受給者に係る定率減税は、確定申告により行うことになります（負担軽減措置法9、14、所法120）。

7 事業所得者等に係る定率減税等

事業所得者等の確定申告により所得税を納付する者については、確定申告の際に、その者の定率減税前の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、その適用後の残額）から定率による税額控除の額を控除する方法により定率減税が実施されることになります（負担軽減措

置法3、4、6、8、9、措法42の3の2②）。

また、予定納税基準額は、定率減税を織り込んで計算することとされています（負担軽減措置法7）。

(1) 確定申告に係る定率減税等

- ① 事業所得者等の確定申告により平成11年以後の各年分の所得税を納付する者については、確定申告書の提出の際、扶養親族のうちに特定扶養親族がある場合には、扶養控除額の加算の特例が適用され、また税率は、最高税率の引下げが織り込まれた税率を適用して、定率減税前の所得税額が計算されます。さらに、この定率減税前の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、その適用後の残額）から定率による税額控除の額を控除する方法により定率減税が実施されることとなります（負担軽減措置法3、4、6、8、9、措法42の3の2②）。

この定率による税額控除の額は、定率減税前の所得税額の20%相当額（その20%相当額が25万円を超える場合は、25万円）とされていました（旧負担軽減措置法6②）。

したがって、平成11年以後の各年分の所得税の確定申告書に記載する所得税の額（年税額）は、これらの減税を織り込んで計算した所得税の額（定率減税後の所得税額）とされています（負担軽減措置法9）。なお、この確定申告書には、この定率減税後の所得税額を含む本来の記載事項のほか、定率減税前の所得税額及び定率減税の額を追加記載するものとされています（負担軽減措置令3、負担軽減措置規則2）。

- ② また、給与所得者や公的年金等の受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収段階で上記の定率減税等の適用を受けた上、確定申告で最終的な減税額の精算を行うこととなります。

(2) 予定納税基準額の計算の特例等

① 予定納税基準額の計算の特例

平成11年以後の各年分の所得税に係る予定納税基準額は、「前年分の経常的な所得に係る課税総所得金額につき最高税率の引下げが織り込まれた税率（及び配当控除等）を適用して計算した所得税額からその所得税額の20%相当額（その20%相当額が25万円を超える場合は、25万円）を控除した金額」から前年分の経常的な所得に係る源泉徴収税額を控除した金額とされていました（旧負担軽減措置法7、所法104）。その算出された金額が15万円以上の場合に予定納税の対象とされています。

具体的には、次の算式によって計算することとされていました。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平成11年以後の各年分の予定納税基準額} = & \left\{ \left(\frac{\text{調整後所得税額}}{\text{所得税額}} \right) - \left(\frac{\text{調整後所得税額}}{\text{所得税額}} \right) \times 20\% \right\} \\ & - \left(\frac{\text{源泉徴収税額}}{\text{所得税額}} \right) \quad (\text{25万円を限度}) \end{aligned}$$

（注）「調整後所得税額」とは、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がないものとみなして計算した課税総所得金額に係る所得税の額（災害減免法第2条の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）をいいます。

② 予定納税額の減額承認申請に係る申告納税見積額の計算の特例

予定納税額等の通知を受けた者は、その年6月30日又は10月31日の現況における申告納税見積額が予定納税基準額に満たない場合には、一定の条件の下で、所轄税務署長にその予定納税額の減額の承認申請をすることができることとされています（所法111）。

平成11年以後の各年分の所得税におけるこの予定納税額の減額の承認申請に係る申告納税額の見積りに当たっては、最高税率の引下げが織り込まれた税率及び定率減税（その見積税額に

対応する定率減税相当額の控除）を適用して計算することとされています（負担軽減措置令 2）。

（3）純損失の繰戻しによる還付の特例

- ① 平成12年以後の各年において生じた純損失の金額がある場合における純損失の繰戻しによる還付の請求については、この繰戻し還付の請求に係る還付金額は最高税率の引下げ後の税率及び定率減税を適用して計算し、定率減税後の所得税額が限度とされています（負担軽減措置令 5 ①）。

この還付金額の計算は、相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求（所法141①）や純損失の発生した年の翌年において事業の廃止等があった場合の純損失の繰戻しによる還付請求等（所法140⑤、141④）の場合も同様とされています（負担軽減措置令 5 ①②）。

- ② 上記①の適用がある場合の純損失の繰戻しによる還付請求書には、本来の記載事項のほか、純損失の金額が生じた年の前年分の所得税につき最高税率の引下げ後の税率及び定率減税を適用して計算した所得税の額を記載する必要があります（負担軽減措置令 5 ③、負担軽減措置規則 3）。

（4）延払条件付譲渡に係る税額の計算の特例

- ① 居住者が山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合には、一定の要件の下で、第3期において納付すべき所得税の額（延払条件付譲渡に係る税額が限度とされます。）の全部又は一部につき、その者の申請に基づく税務署長の許可を得て、5年以内の延納をすることができることとされています（所法132 ①）。

この許可をする場合において、上記の延払条件付譲渡に係る税額は、その年分の所得税のうちその延払条件付譲渡契約による支払期日が翌年以降に到来する未収の賦払金の合計額に対応する山林所得・譲渡所得の金額に係る部分の

所得税の額とされていますが（所法132④、所令266①）、平成11年以後の各年分の所得税に係るこの延払条件付譲渡に係る税額の計算に当たっては、最高税率の引下げ後の税率及び定率減税を適用して計算することとされています（負担軽減措置令 4）。

- ② この延納の許可の取消しをする場合においても、その判定に当たっては最高税率の引下げ後の税率及び定率減税を適用して同様の計算を行うこととされています（負担軽減措置令 4、所令266②）。

8 非居住者に係る確定申告に係る定率減税等

非居住者の平成11年以後の各年分の所得税に係る予定納税基準額及び所得税の額の計算、確定申告書の提出等については、上記で述べた居住者の場合と同様の方法により行うこととされています（負担軽減措置法10、負担軽減措置令 6、負担軽減措置規則 4）。

9 申告書の公示の特例

- (1) その年分の確定申告書等に記載された所得税額（外国税額控除を適用しないで計算した所得税の額をいう。）が 1,000万円を超える者については、その記載された所得税額等をその年の翌年 5 月16日から同月31日までの間、税務署において公示することとされています（所法233、所規106）。
- (2) 平成11年以後の各年分の所得税額の公示に当たっては、公示の判定の基礎となり、また、その対象となる所得税の額は、定率減税後の所得税の額（ただし、外国税額控除の金額がある場合には、その金額を加算した金額）とすることとされ、その金額が1,000万円を超える場合に公示の対象とされています（負担軽減措置令 7）。

二 改正の趣旨及び内容等

1 改正の趣旨等

定率減税は、平成11年において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資するため、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の措置として導入され、継続されてきたものです。平成17年度税制改正プロセスにおいては、導入時と比べた経済状況の好転、また三位一体改革の一環としての税源移譲に伴い、個人所得課税の抜本的見直しが視野に入ったことで、定率減税の見直しに向けた議論が行われることとなりました。

すなわち、まず経済状況について見れば、定率減税導入時にあっては、需要の減少が生産の減少を招いて所得が減少し、これが更に需要を減少させるという通常の不況期に見られる悪循環に加え、金融システム不安を通じた悪循環も生じ、これらが景気後退を一層深刻なものとしている状況にありました。一方、最近においては、不良債権処理や産業再生等の構造改革の進展により、企業部門の有利子負債がバブル崩壊後最低の水準まで低下するなど、経済の体質強化が実現されつつあり、企業部門が好調である中、雇用情勢も改善するなど家計部門にも改善の動きが及びつつある情勢にありました。こうした経済状況の好転を踏まえれば、景気対策としての定率減税をそのまま継続することは合理性を欠き、見直しが必要な状況となっていました。

他方、抜本的見直しとの関係に目を転ずると、国と地方のいわゆる三位一体の改革の一環として、平成18年度において、概ね3兆円を目途とした所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うことが課題とされていました。この本格的な税源移譲においては、個人住民税にあっては応益性や偏在度縮小の観点から所得割の税率のフラット化を行い、所得税にあっては、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏まえ、税率構造等を見直すこととされました。

こうした税率構造の見直し自体、個人所得課税のあり方に大きな変更を加えるものとなることから、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の措置である定率減税は見直すべきとの議論が行われました。

なお、税額の一定割合を控除する定率減税は、所得税、個人住民税双方の税率構造に実質的な影響を与えている状況にありました。従って定率減税を残したまま税源移譲を行えば、ミクロ的に見れば個々の納税者の税負担の変化が懸念され、マクロ的に見れば所要の額が正確に国から地方へ移譲されないことが懸念されました。こうした面からも、税源移譲が実施される平成18年度において、定率減税を元に戻すことが必要であるとの議論が行われたところです。

平成17年度税制改正プロセスを経た結果、定率減税については、経済への影響を考慮し、段階的に縮減することが適当との判断の下、平成17年度においてその規模を2分の1に縮減することで決着しました。縮減の適用は、所得税にあっては平成18年1月から、個人住民税にあっては平成18年6月からとされたところです。残余の2分の1については、平成18年度税制改正プロセスでの議論に委ねられることとなりました。

なお、政府の「平成17年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成17年1月21日閣議決定）」においては、定率減税の縮減の影響を考慮に入れつつ、平成17年度において、引き続き民間需要中心の緩やかな景気回復を見込んでいるところです。

（参考）平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成16年11月税制調査会）

「二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

わが国の個人所得課税は、累次の減税の結果、主要国との比較において、税負担水準が極めて低くなっている。持続可能な公的部門の構築に向け、安定的な歳

入構造を確立する観点からは、個人所得課税について、財源調達や所得再分配など、本来果たすべき機能の回復に取り組んでいく必要がある。加えて、少子・高齢化の進展、家族世帯類型や雇用形態の多様化といった経済社会の構造変化に即応し、個人の経済・社会活動上の多様な選択をなるべく阻害しないような負担構造の構築が求められている。

「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の見直しや課税ベースの拡大、税率構造、諸控除の見直しといった諸課題に取り組んでいかねばならない。その際、人的控除のあり方を見直す場合には、特に、少子・高齢社会における子育ての重要性に留意する必要がある。

個人所得課税を巡っては、当面、国・地方の三位一体改革の一環としての本格的な税源移譲が大きな課題となる。その実施に際しても、こうした「あるべき税制」に沿った制度設計を行うべきである。

(1) 税源移譲

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。この税源移譲は、廃止される国庫補助負担金に係る財源措置と位置付けられることから、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって行うことが適当である。

税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度の縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。また、所得税については、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏ま

え、「あるべき税制」との整合性に留意しつつ、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、具体的な移譲の手法につき今後検討を重ねていく必要がある。

この税源移譲に際しては、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意すべきであり、所得税・個人住民税双方における適切な対応が求められる。

(2) 定率減税の取扱い

定率減税は、平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入され、見合いの財源なしに、毎年3兆数千億円という規模で継続されてきているものである。

現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、定率減税が実施された平成11年当時と比べ、著しく好転している。また、引き続き各般の改革が実を結んでいけば、民需主導の経済成長が持続していくものと期待される。かかる状況の下、定率減税を継続しておく必要性は著しく減少したといえよう。景気対策のための特例措置として導入された定率減税を見直し、中期的な観点に立って、持続可能な経済成長を目指すべき時期にきている。また、先に述べた税源移譲とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを平成18年度までに行う必要がある。

従って、定率減税については、平成18年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成18年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成17年度税制改正においても縮減を図る必要がある。」

この定率減税の見直しの概要は、次のとおりです。

- (1) 平成18年分以後の所得税について、その年分の所得税額から控除する定率減税の額が、その所得税額の10%相当額（改正前20%相当額）に引き下げられました。また、控除限度額は、所得税額の10%相当額が12万5千円を超える場合は、12万5千円（改正前：所得税額の20%相当額が25万円を超える場合は、25万円）を限度とすることとされました。
- (2) さらに、この改正に伴い、給与所得者に対し平成18年1月1日以後に支払うべき毎月（又は毎日）の給料や賞与につき源泉徴収すべき所得税の額を求めるための「給与所得者の源泉徴収税額表」等の改正が行われました。
- (3) また、平成18年1月1日以後に支払うべき特定公的年金等の源泉徴収税額の計算における公

的年金等定率控除額の改正が行われました。

- (注) 平成18年度分の個人住民税についても、その年度分の所得割額から控除する定率減税の額が、その所得割額の7.5%相当額（改正前15%相当額）に引き下げられました。また、控除限度額は、所得割額の7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円（改正前：所得割額の15%相当額が4万円を超える場合は、4万円）を限度とすることとされました（地方税法附則40）。

なお、平成17年度においては、本格的な税源移譲までの間の暫定措置として、所得譲与税により平成16年度から実施された4,249億円を含む1兆1,159億円の税源移譲を実施することとされています（所得譲与税法2）。

2 定率減税の縮減による負担軽減状況

(1) 夫婦2人の給与所得者の場合

給与収入	改正前 (A)		改正後 (B)		負担増加額	
	(17年(度)分) 定率減税縮減前	負担率	(18年(度)分) 定率減税縮減後	負担率	(B)－(A)	増加割合
円	円	%	円	%	円	%
1,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3,000,000	7,650	0.3	8,325	0.3	675	8.8
4,000,000	74,050	1.9	82,025	2.1	7,975	10.8
5,000,000	159,800	3.2	177,400	3.5	17,600	11.0
6,000,000	254,900	4.2	282,950	4.7	28,050	11.0
7,000,000	377,000	5.4	418,000	6.0	41,000	10.9
8,000,000	520,800	6.5	576,400	7.2	55,600	10.7
9,000,000	728,800	8.1	800,400	8.9	71,600	9.8
10,000,000	952,400	9.5	1,041,200	10.4	88,800	9.3
11,000,000	1,189,000	10.8	1,296,000	11.8	107,000	9.0
12,000,000	1,432,800	11.9	1,558,000	13.0	125,200	8.7
13,000,000	1,696,700	13.1	1,840,100	14.2	143,400	8.5
14,000,000	1,993,800	14.2	2,138,800	15.3	145,000	7.3
15,000,000	2,358,100	15.7	2,503,100	16.7	145,000	6.1
20,000,000	4,400,600	22.0	4,545,600	22.7	145,000	3.3
30,000,000	8,897,900	29.7	9,042,900	30.1	145,000	1.6
40,000,000	13,647,900	34.1	13,792,900	34.5	145,000	1.1
50,000,000	18,397,900	36.8	18,542,900	37.1	145,000	0.8

(注) 1 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。

2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(2) 夫婦子1人の給与所得者の場合

給与収入	改正前 (A)		改正後 (B)		負担増加額	
	(17年(度)分) 定率減税縮減前	負担率	(18年(度)分) 定率減税縮減後	負担率	(B)－(A)	増加割合
円	円	%	円	%	円	%
1,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2,000,000	1,275	0.1	1,388	0.1	113	8.8
3,000,000	65,175	2.2	72,338	2.4	7,163	11.0
4,000,000	143,575	3.6	159,538	4.0	15,963	11.1
5,000,000	229,325	4.6	254,913	5.1	25,588	11.2
6,000,000	343,550	5.7	381,275	6.4	37,725	11.0
7,000,000	465,650	6.7	516,325	7.4	50,675	10.9
8,000,000	666,600	8.3	734,800	9.2	68,200	10.2
9,000,000	874,600	9.7	958,800	10.7	84,200	9.6
10,000,000	1,098,200	11.0	1,199,600	12.0	101,400	9.2
11,000,000	1,334,800	12.1	1,454,400	13.2	119,600	9.0
12,000,000	1,592,100	13.3	1,729,900	14.4	137,800	8.7
13,000,000	1,878,000	14.4	2,023,000	15.6	145,000	7.7
14,000,000	2,214,300	15.8	2,359,300	16.9	145,000	6.5
15,000,000	2,605,600	17.4	2,750,600	18.3	145,000	5.6
20,000,000	4,648,100	23.2	4,793,100	24.0	145,000	3.1
30,000,000	9,189,500	30.6	9,334,500	31.1	145,000	1.6
40,000,000	13,939,500	34.8	14,084,500	35.2	145,000	1.0
50,000,000	18,689,500	37.4	18,834,500	37.7	145,000	0.8

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(3) 夫婦のみの給与所得者の場合

給与収入	改正前 (A)		改正後 (B)		負担増加額	
	(17年(度)分) 定率減税縮減前	負担率	(18年(度)分) 定率減税縮減後	負担率	(B)－(A)	増加割合
円	円	%	円	%	円	%
1,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2,000,000	36,100	1.8	40,050	2.0	3,950	10.9
3,000,000	109,600	3.7	121,800	4.1	12,200	11.1
4,000,000	188,000	4.7	209,000	5.2	21,000	11.2
5,000,000	286,500	5.7	318,250	6.4	31,750	11.1
6,000,000	402,000	6.7	446,000	7.4	44,000	10.9
7,000,000	552,400	7.9	612,200	8.7	59,800	10.8
8,000,000	760,400	9.5	836,200	10.5	75,800	10.0
9,000,000	968,400	10.8	1,060,200	11.8	91,800	9.5
10,000,000	1,192,000	11.9	1,301,000	13.0	109,000	9.1
11,000,000	1,431,900	13.0	1,559,100	14.2	127,200	8.9
12,000,000	1,696,600	14.1	1,841,600	15.3	145,000	8.5
13,000,000	1,996,900	15.4	2,141,900	16.5	145,000	7.3
14,000,000	2,371,200	16.9	2,516,200	18.0	145,000	6.1

15,000,000	2,762,500	18.4	2,907,500	19.4	145,000	5.2
20,000,000	4,805,000	24.0	4,950,000	24.8	145,000	3.0
30,000,000	9,373,000	31.2	9,518,000	31.7	145,000	1.5
40,000,000	14,123,000	35.3	14,268,000	35.7	145,000	1.0
50,000,000	18,873,000	37.7	19,018,000	38.0	145,000	0.8

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(4) 独身の給与所得者の場合

給与収入	改正前 (A)		改正後 (B)		負担増加額	
	(17年(度)分) 定率減税縮 減前	負担率	(18年(度)分) 定率減税縮 減後	負担率	(B)－(A)	増加 割合
円	円	%	円	%	円	%
1,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2,000,000	80,525	4.0	89,513	4.5	8,988	11.2
3,000,000	154,025	5.1	171,263	5.7	17,238	11.2
4,000,000	232,425	5.8	258,463	6.5	26,038	11.2
5,000,000	344,950	6.9	382,975	7.7	38,025	11.0
6,000,000	460,450	7.7	510,725	8.5	50,275	10.9
7,000,000	646,200	9.2	713,600	10.2	67,400	10.4
8,000,000	854,200	10.7	937,600	11.7	83,400	9.8
9,000,000	1,062,200	11.8	1,161,600	12.9	99,400	9.4
10,000,000	1,285,800	12.9	1,402,400	14.0	116,600	9.1
11,000,000	1,535,600	14.0	1,670,400	15.2	134,800	8.8
12,000,000	1,815,500	15.1	1,960,500	16.3	145,000	8.0
13,000,000	2,136,800	16.4	2,281,800	17.6	145,000	6.8
14,000,000	2,528,100	18.1	2,673,100	19.1	145,000	5.7
15,000,000	2,919,400	19.5	3,064,400	20.4	145,000	5.0
20,000,000	4,961,900	24.8	5,106,900	25.5	145,000	2.9
30,000,000	9,556,500	31.9	9,701,500	32.3	145,000	1.5
40,000,000	14,306,500	35.8	14,451,500	36.1	145,000	1.0
50,000,000	19,056,500	38.1	19,201,500	38.4	145,000	0.8

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

3 改正の内容等

(1) 定率減税の額の引下げ

- ① 今回の改正では、居住者又は非居住者の平成18年以後の各年分の所得税について、その者の定率減税前の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、その適用後の残額）から定率による税額控除の額を控除する定率減税の額について、次のように引き下げられました（負担軽減措置法 6 ②、改正法附則 1 三ハ、61）。

(改正前)	(改正後)
所得税額の20%相当額 〔20%相当額が25万円を 超える場合は、25万円〕	所得税額の10%相当額 〔10%相当額が12万5千 円を超える場合は、12 万5千円〕

- ② また、居住者又は非居住者の平成18年以後の各年分の所得税に係る予定納税基準額の計算については、「前年分の経常的な所得に係る課税総所得金額につき最高税率の引下げが織り込まれた税率（及び配当控除等）を適用して計算した所得税額からその所得税額の10%相当額（その10%相当額が12万5千円を超える場合は、12

万 5 千円）（改正前：その所得税額の20%相当額（その20%相当額が25万円を超える場合は、25万円））を控除した金額」から前年分の経常的な所得に係る源泉徴収税額を控除した金額とされました（負担軽減措置法7）。なお、その算出された金額が15万円以上の場合に予定納税の対象とされることは従来と同様です（負担軽減措置法7、10、所法104、改正法附則1三ハ、61）。

具体的には、次の算式によって計算することとされます。

（算式）

$$\text{平成18年以後の各年分の予定納税基準額} = \left\{ \left(\frac{\text{調整後}}{\text{所得税額}} \right) - \left(\frac{\text{調整後}}{\text{所得税額}} \right) \times 10\% \right\} - \left(\frac{\text{源泉徴収税額}}{\text{所得税額}} \right) \quad (\text{12万5千円を限度})$$

（注）「調整後所得税額」とは、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がないものとみなして計算した課税総所得金額に係る所得税の額（災害減免法第2条の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）をいいます。

また、平成18年以後の各年分の所得税におけるこの予定納税額の減額の承認申請に係る申告納税額の見積りに当たっては、最高税率の引下げが織り込まれた税率のほか、今回、引き下げられた定率減税（その見積税額の10%相当額（その10%相当額が12万5千円を超える場合は、12万5千円）（改正前：その見積税額の20%相当額（その20%相当額が25万円を超える場合は、25万円））を控除した金額）を適用して計算することとされました（負担軽減措置令2、改正負担軽減措置令附則1、2）。

- ③ さらに、居住者の平成18年以後の各年の年末調整においても、定率減税前の年税額（住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、その適用後の残額）から控除される年末調整定率控除額について、上記①と同様に、定率減税

前の年税額の10%相当額（改正前20%相当額）に引き下げられました。また、控除限度額も、年税額の10%相当額が12万5千円を超える場合は、12万5千円（改正前：年税額の20%相当額が25万円を超える場合は、25万円）とすることとされました（負担軽減措置法12②、改正法附則1三ハ、61）。

（2）源泉徴収税額表及び公的年金等に係る源泉徴収の改正等

① 源泉徴収税額表の改正等

イ 源泉徴収税額表（「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）の改正

給与所得者に対し平成18年1月1日以後に支払うべき毎月（又は毎日）の給料や賞与につき源泉徴収すべき所得税の額を求めるための源泉徴収税額表（「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）について、上記一1の最高税率の引下げ後の税率のほか、今回の定率減税の額の引下げを織り込んだ次の「給与所得者の源泉徴収税額表」の改正が行われました（負担軽減措置法別表第一から別表第三まで、改正法附則63）。

負担軽減措置法別表第一

平成18年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

負担軽減措置法別表第二

平成18年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

負担軽減措置法別表第三

平成18年1月1日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

ロ 事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例の改正

その月の給与等につき所得税の源泉徴収を行う場合にその給与等の支払額に関する計算を事務機械によって処理しているときは、月

額表の甲欄に掲げる税額に代えて、財務大臣が告示する一定の方法によって計算した税額により源泉徴収を行うことができる特例について、今回の定率減税の引下げを織り込んだ税率の改正が行われました。なお、この改正は、平成18年1月1日以後に支払うべき給与等につき源泉徴収すべき所得税の額から適用

することとされています（平成11年3月大蔵省告示第89号、平成17年3月財務省告示第127号）。

具体的には、次の別表第一から別表第三までに掲げる金額及び税率によることとされました。

○別表第一（給与所得控除）——従来のもと同じです。——

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
135,416円以下		54,167円
135,417	149,999	(A)×40%
150,000	299,999	(A)×30%+ 15,000円
300,000	549,999	(A)×20%+ 45,000円
550,000	833,333	(A)×10%+ 100,000円
833,334円以上		(A)× 5 %+ 141,667円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とされます。

○別表第二（基礎控除等の人的控除）——従来のもと同じです。——

配偶者控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

○別表第三（定率減税等が織り込まれた税率）——平成18年1月1日以後適用

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以 上	以 下	
円	円	
275,000円以下		(B)× 9 %
275,001	658,333	(B)×18%－ 24,750円
658,334	750,000	(B)×20%－ 37,917円
750,001	1,500,000	(B)×30%－ 112,917円
1,500,001円以上		(B)×37%－ 217,917円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とされます。

② 公的年金等に係る源泉徴収の改正

公的年金等の受給者で「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している者（特定公的年金等の受給者）については、上記一のとおり、その公的年金等の金額（その支払の際

控除される社会保険料がある場合には、その社会保険料の金額を控除後の金額）から、当該申告書に基づき計算される控除額の合計額を控除し、その残額に10%の税率を乗じて定率控除前の源泉徴収税額を算出し、その定率減税前の源

源泉徴収税額に20%を乗じて公的年金等定率控除額（その金額が20,850円にその公的年金等の支払の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額を超える場合には、その月数を乗じて計算した金額を限度とします。）を求めることとされていまして。

今回、平成18年1月1日以後に支払うべき公的年金等の源泉徴収税額の計算において、定率減税前の源泉徴収税額から控除する公的年金等定率控除額が、次のように改正されました（負担軽減措置法14②、改正法附則64）。

$$\text{公的年金等定率控除額} = \text{定率減税前の源泉徴収税額} \times 10\% \text{相当額} \left[(10,450\text{円} \times \text{「その公的年金等の支払の計算の基礎となった期間の月数」}) \text{を限度とします。} \right]$$

(3) 純損失の繰戻しによる還付の特例の改正

- ① 平成19年以後の各年において生じた純損失の金額がある場合における純損失の繰戻しによる還付の請求については、この繰戻し還付の請求に係る還付金額は最高税率の引下げ後の税率のほか、今回、引き下げられた定率減税を適用して計算することとされ、この定率減税後の所得税額を限度とすることとされました（負担軽減措置令5①、改正負担軽減措置令附則1、3）。
- ② なお、平成18年において生じた純損失の金額

がある場合における純損失の繰戻しによる還付の請求については、この繰戻し還付の請求に係る還付金額は最高税率の引下げ後の税率のほか、今回の改正前の定率減税を適用して計算することとされました（改正法附則62）。

4 適用関係

- (1) 上記3(1)の改正は、平成18年分以後の所得税について適用することとされ、平成17年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則61、改正負担軽減措置令附則2）。
- (2) 上記3(2)の改正は、平成18年1月1日以後に支払うべき給与等又は特定公的年金等について適用することとされ、平成17年12月31日以前に支払うべき給与等又は特定公的年金等については従前どおりとされています（改正法附則63、64、平成17年3月財務省告示前文）。
- (3) 上記3(3)の改正は、平成19年以後の各年において生じた純損失の金額がある場合における純損失の繰戻しによる還付の請求について適用することとされ、平成18年以前の各年において生じた純損失の金額がある場合における純損失の繰戻しによる還付の請求については従前どおりとされています（改正法附則62、改正負担軽減措置令附則3）。